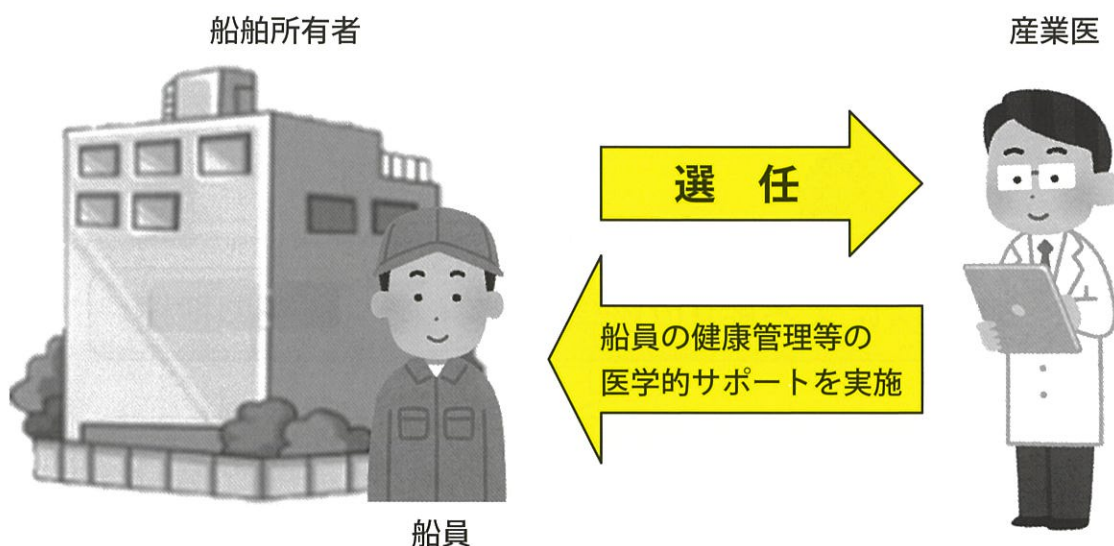


令和5年4月より船員向け産業医制度が開始されます

令和5年4月1日より常時50人以上の船員を使用する船舶所有者に対し産業医の選任が義務づけられます
(上記船舶所有者以外の船舶所有者は努力義務)



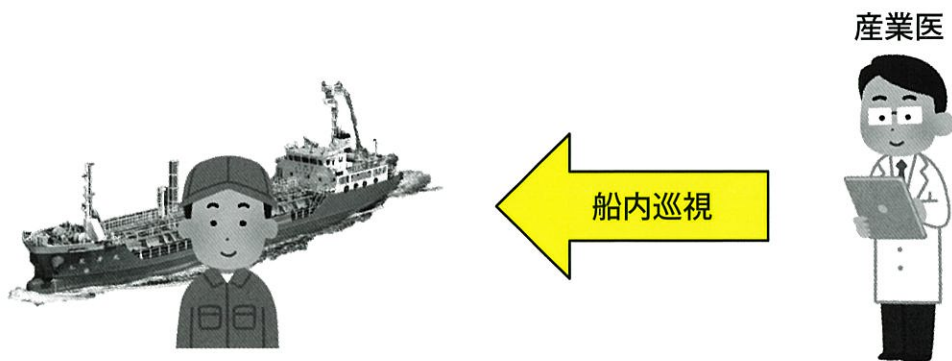
船員向け産業医の職務

- ①健康検査の結果に基づく船員の健康を保持するための措置に関すること
- ②長時間労働船員に対する面接指導とその結果を踏まえた就業上の措置に関すること
- ③ストレスチェックの実施と高ストレス船員に対する面接指導、その結果を踏まえた就業上の措置に関すること
- ④作業環境の維持管理に関すること
(例：職場環境（室温・採光等）の快適化、有害物の適正管理のための助言・指導等)
- ⑤作業の管理に関すること
(例：有害作業の方法、保護具の管理方法の改善のための助言・指導等)
- ⑥上記①から⑤に掲げるもののほか、船員の健康管理に関すること
- ⑦健康教育、健康相談その他船員の健康の保持増進を図るための措置に関すること
- ⑧衛生教育に関すること

産業医による船内巡視等の実施

船舶所有者は、次の方法により、船内の作業環境・衛生状態を産業医に把握してもらい、船員の健康障害を防止するための必要な措置を講じてもらう必要があります。

- ①産業医による船内巡視（毎年1回以上）
- ②衛生管理者又は衛生担当者等による巡視結果の産業医へ報告（毎月1回以上）



産業医による船内の作業環境・衛生状態の把握

船員の健康障害防止のための必要な措置の実施

船員の健康確保に関する制度改正

船員の働き方改革の一環として、船員の健康確保に関する取組を進めるため、上記船員向け産業医制度の導入のほか、令和5年4月1日より、次の制度導入等が行われることになっています。

- ①健康検査の結果に基づく船員の健康保持対策
⇒ 健康検査における医師の診断結果が記載された書面の船舶所有者への提出、異常の所見があった船員についての医師からの意見聴取、当該医師からの意見聴取等の結果を踏まえた就業上の措置の実施等
- ②過重労働対策
⇒ 過重労働者（※）に対する医師の面接指導の実施、面接指導結果を踏まえた就業上の措置の実施等
※ 1週40時間を超えて労働させた場合における、その超えた時間が1ヶ月80時間を超え、かつ、疲労蓄積が見られる船員（面接指導は当該船員の申出に基づき実施）
- ③メンタルヘルス対策
⇒ ストレスチェックの実施、高ストレス船員（面接希望者）に対する医師の面接指導の実施、面接指導結果を踏まえた就業上の措置の実施等

注）上記②・③は、常時50人以上の船員を使用する船舶所有者に対し義務付け（当該船舶所有者以外の船舶所有者は努力義務）